

木造住宅の精密診断・耐震改修等の補助

精密診断

対象 次の全ての要件を満たす市内の木造住宅▽昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅または併用住宅(住宅の床面積が2分の1以上)▽建築基準法に適合している▽平屋または2階建て▽在来軸組み工法で建築▽住宅の所有者が居住している

耐震改修・耐震シエルト等設置

対象 市で行っている木造住宅の耐震診断または精密診断を受けた住宅

共通事項

定数 ▽精密診断Ⅱ一戸▽耐震改修Ⅱ一戸▽耐震シエルト等設置Ⅱ一戸(全て先着順)
申し込み・問い合わせ 6月13日(月)～8月31日(水)に建築課(☎2326)へ

鮎川水質調査結果

令和3年度は▽一般項目Ⅱ水素イオン濃度(pH)・溶存酸素量(DO)・生物化学的酸素要求量(BOD)・化学的酸素要求量(COD)・浮遊

		7月26日	12月13日
鮎川本川	小柏	<0.5	<0.5
	金井	0.5	0.5
	多野橋	<0.5	0.8
	鮎川橋	0.5	0.9
鮎川支川	大谷川	<0.5	0.6
	コパカ沢	<0.5	0.6
	不動沢	<0.5	0.5
	鉦沢	<0.5	<0.5
	大平澤	0.5	0.9

※標記の「<」は定量下限未満を示します

生物化学的酸素要求量(BOD) 水中の汚濁物(有機物)が水中の微生物によって分解される時に必要となる酸素の量。数値が大きくなるほど水質が汚れています。

今回の調査ではpH・BOD・COD・大腸菌群数を除く全ての項目が環境基準を満たしており、農業項目については全地点において定量下限値未満でした。電気伝導率調査では、上流下流の比較で大きな変化はありませんでした。
問い合わせ 環境課(☎264)

用水路に気を付けて

田んぼに水を引く時期になると、用水路の水かさが増します。用水路にはふたが無いので転落事故に十分気を付けてください。水路端の草むらには、マムシなどの危険な生物がいることもあります。近くで遊んでいる子どもがいたら注意を呼び掛けてください。
問い合わせ 市土地改良事業推進協議会(農政課内☎2306)

都市計画変更案の縦覧

藤岡都市計画土地地区画整理事業の変更(東平井打越地区の廃止)について縦覧します。
日時 6月8日(水)・22日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日を除く)

情報公開と個人情報保護制度実施状況

問い合わせ 総務課(☎2227)

情報公開制度

市が持っている行政情報の公開を求める市民の権利を保障することにより、市民の市政参加を促進し、市政運営の透明化を確保することを目的とした制度です。

公開請求できる人 市内に在住・在勤・在学している人、市内に事務所・事業所を有する個人または法人やその他の団体、公開を求める内容に利害関係を有するもの。市内に住所を有しない個人または法人である場合は、任意的公開としての申請を受け付けています

個人情報保護制度

個人のプライバシーを守るため、市が持っている個人情報の適正な取り扱いをルール化することにより、市民が自己の情報の開示や訂正を請求する権利を保障し、公正で開かれた市政の推進に役立てる制度です。

情報公開請求件数(令和3年度)

公開請求件数30件	決定内容	件数	公開方法	件数
	公開	5件	閲覧のみ	1件
			写しの交付のみ	18件
	部分公開	16件	閲覧と写しの交付	2件
	非公開	9件		

個人情報開示請求件数(令和3年度)

開示請求件数7件	決定内容	件数	開示方法	件数
	開示	3件	閲覧のみ	1件
			写しの交付のみ	4件
	部分開示	3件	閲覧と写しの交付	1件
	非開示	1件		

環境月間

6月5日は「環境の日」です。1972年6月5日に開催された「国連人間環境会議」を記念して制定されました。日本でも6月を「環境月間」と定め、環境保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的な環境保全活動を行う啓発をしています。市民の皆さんも、環境に配慮した行動を実践しましょう。

問い合わせ 環境課(☎2264)

空き地の管理は適正に

これから夏にかけて空き地などでは急激に雑草が繁茂します。

適正に管理されていない空き地では、害虫や火災の発生のほか、ごみが不法投棄される場合があります。所有者や管理者は、周辺住民の迷惑にならないよう、定期的に草を刈るなど、適正に管理を行いましょ。また、刈り取った草は可燃ごみとして指定ごみ袋に入れ、収集所に出すか清掃センターへ直接搬入してください。

不法投棄は犯罪です

不法投棄は自然環境を破壊し、生活環境を脅かす重大な犯罪です。「少しだから」「ほかの人もやっているから」などといってごみを捨てると、廃棄物処理法により懲役または罰金、もしくはその両方が科せられる場合があります。一人一人の責任ある行動で住みよいきれいなまちづくりをしましょう。

害虫は早期駆除にご協力を

アメリカシロヒトリやチャドクガなどの害虫に関する相談が増えているほか、県内ではクビアカツヤカミキリなどの特定外来生物による被害が拡大しています。

害虫の防除は樹木の管理者の責任で行うことになっており、発生初期の幼虫は枝ごと切り取り、踏みつぶす方法が効果的です。

そのまま放置していると隣地にも害虫が広がり被害が拡大するため、定期的に樹木を見回り、早期駆除にご協力ください。

管理者が適正な対応を行わない場合もあるため被害を受ける前の自己防衛策も必要です。

犬や猫は正しく飼いましょう

犬や猫の愛くるしい姿やしぐさにより癒される人がいる一方で、無責任な飼育の仕方や野良猫への餌やり、犬猫のフンの放置などにより迷惑を受ける人もおり、苦情相談が増えています。

犬のフンは必ず持ち帰り、適正に処理するとともに、猫は自宅内でトイレのしつけを行うようにしましょう。また、猫の放し飼いは交通事故や近所とのトラブルの原因となるため、できる限り室内で飼うようにし、避妊・去勢手術を行いましょ。

地球温暖化対策のため節電に取り組みましょ

藤岡市から排出される温室効果ガスのうち約20%は家庭から排出されています。一人一人が身近にできることから温暖化対策に取り組みましょ。

- ・衣類を軽装にして冷房の設定温度は控えましょ(目安28℃)
- ・「みどりのカーテン」などで室内温度の上昇を抑えましょ。市役所では「みどりのカーテン」に使えるアサガオの種を無料配布しています

意見書の提出

変更案に意見のある市民および利害関係者は意見書を提出することができます。住所・氏名・利害関係・意見の要旨を記入した意見書を直接または郵送で提出してください。
提出期限 6月22日(水)(必着)
提出先 〒375-8601(住所記載不要)市役所都市計画課
問い合わせ 都市計画課(☎2824)

社会福祉協議会会費

社会福祉協議会は、住みやすく支え合いを実感できるまちづくりを目指した福祉事業に取り組んでいます。事業は皆さんからご協力いただいた会費などによって運営されています。区長を通じて会費を募集しますので、ご協力をお願いします。
期間 6月30日(木)まで
金額 ▽普通会費Ⅱ1世帯300円▽賛助会費Ⅱ1人1000円以上
問い合わせ 市社会福祉協議会(☎25647)